

# 東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2026年6月号 | Volume 55

## 目次

01	今月のハイライト	p.1
02	各国税務ニュース(2026年6月1日時点)	p.2-4
	オーストラリア      タイ      シンガポール      フィリピン	
	インドネシア      ベトナム	
03	セミナー情報	p.4
04	各国問い合わせ先	p.5

## 今月のハイライト

1. オーストラリアの Jim Chalmers 財務大臣は 2026 年 5 月 12 日、2026-27 年度連邦予算案を発表し、個人および企業課税に関する税制見直しに加え、国際課税および貿易分野における制度整備を公表しました。本改正は、キャピタルゲイン課税の見直し(ディスカウント制度の廃止およびインデックス化への移行)や不動産損失控除の制限に加え、裁量信託に対する最低税率の導入、研究開発税制の改革、ベンチャーキャピタルおよびスタートアップ支援の強化等を含めています。また、中小企業向けの即時償却制度の恒久化や欠損金繰戻控除の導入なども講じられています。さらに、ピラー2への対応や関税制度の見直しを含む国際課税分野の整備も進められています。
2. タイとオランダは 2025 年 11 月 21 日、既存条約に代わる新たな租税条約に署名しました。本条約は OECD/BEPS 基準に整合し、条約乱用防止措置(主要目的テスト等)の導入や源泉地国課税権の拡大、恒久的施設やキャピタルゲイン等の規定の見直しが行われています。また、源泉徴収税率の簡素化・引下げ、情報交換および紛争解決手続きの強化、徴収共助の導入により、透明性と執行力の向上が図られています。批准手続き完了後、翌年 1 月 1 日より発効予定です。
3. シンガポール内国歳入庁は、2026 年 5 月 11 日にグローバルミニマム課税に係る、シンガポールにおける多国籍企業(MNE)グループの登録フォームのオンラインによる提出を開始しました。

### オーストラリア 連邦政府予算案(税制改正案関連)



2026年5月12日、Jim Chalmers 財務大臣は、2026-27年度の連邦政府予算案を発表しました。これらの措置に関する詳細な分析は、[PwC オーストラリアの連邦予算案税務インサイト専用ウェブサイト](#)、および [Monthly Tax Update May](#) でご覧いただけます。

以下は、予算案が発表された5月12日の時点の情報となります。

#### 個人所得税およびスーパーアニュエーション(年金)

- 2027-28 課税年度から新たに 250ドルの「勤労するオーストラリア人税額控除」を導入
- 2027年7月1日から、12カ月超保有資産について 50%キャピタルゲイン税(CGT)ディスカウントが廃止され、取得原価の indexation(物価指数調整)に置き換えられるとともに、キャピタルゲイン純額(キャピタルゲインからキャピタルロスを差し引いた金額)に対する 30%の最低税率が導入(一定の除外あり)
- 2027年7月1日から、既存住宅からの損失は、賃貸収入または住宅不動産からのキャピタルゲインに対してのみ控除可能(一定の除外あり)
- 2028年7月1日から、受託者は裁量信託(discretionary trusts)の課税所得に対して 30%の最低税率が課される

#### 事業および投資

- 2027年7月1日から 50%のキャピタルゲイン税(CGT)ディスカウントの廃止(代わりに原価基準のインデックス化が導入される予定)および既存の居住用不動産に対するネガティブギアリングを制限する改革(個人所得税およびスーパーアニュエーションと同様)
- 2028年7月1日から、研究開発税制優遇措置を改革
- 2027年7月1日から、ベンチャーキャピタル税制優遇措置を拡充
- 2026年7月1日以降に開始する課税年度について、合算年間売上高 10億ドル未満の会社に対し、恒久的な欠損金の繰戻控除を導入
- 合算年間売上高 1,000万ドル未満の小規模スタートアップ企業に対する損失の還付制度を導入
- 2026年7月1日から、売上高 1,000万ドル以下の中小企業向けの 2万ドル即時資産償却制度が恒久化

#### 国際税務および貿易

- オーストラリアのグローバルおよび国内最低課税制度(ピラー2)を改正し、2026年1月に OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みで合意されたサイド・バイ・サイドパッケージを実施
- 2026年7月1日から、497の軽微な関税の第2次廃止を実施
- オーストラリアン・トラステッド・トレーダープログラムを拡充するための資金提供

#### その他の措置:

- オーストラリア税務局(ATO)への追加資金提供および権限付与により、税制を不正から保護する措置
- 財務省および ATO への資金提供により、承認プロセスの加速・合理化、およびオーストラリアの外国投資枠組み強化のための改革を実施

## タイ



### オランダ・タイ間で予定されている新租税条約

2025年11月21日、タイとオランダは、1975年に締結された租税条約に代わる新たな租税条約に署名しました。OECDのBEPS基準に整合しており、条約の乱用(トリーティショッピングや二重無課税など)による不正利用を防ぐための最新の租税回避防止策を導入しています。2025年条約は、その適用範囲を所得税に限定し、源泉地国の課税権を拡大するとともに、恒久的施設、キャピタルゲイン、および年金に関する規定をOECD/BEPS基準に整合するように改定しています。源泉徴収税率は簡素化・引き下げられ、定義は現代化された他、新たな主要目的テストの導入により、租税条約の適用要件が厳格化されました。さらに、OECD基準に沿った情報交換、紛争解決手続きの強化、そして特筆すべき点としては、初めて租税徴収における徴収共助が導入されることにより、透明性および執行力が大幅に強化されます。

両国が批准手続きを完了次第、2025年に締結された租税条約は翌年1月1日に発効し、1975年条約に代わって、源泉徴収税およびその他の税目に適用されます。

### EUおよび米国向けの監視対象品目の輸出における非特惠原産地証明書の発行に関する通達草案

タイ商務省外国貿易局(Department of Foreign Trade)は、非特惠原産地証明書の審査および発行基準を改正し、米国およびEU向け輸出品の監視対象リストを拡大するための2通の通達草案を公表しました。EU向けの監視対象リストに変更はありませんが、米国向けの監視対象リストは現行の米国の貿易措置に合わせて更新され、経済の安定を支援するとともに、非特惠原産地証明書を利用してタイ原産を米国税関に申請することによる規制の回避を防止しています。

## シンガポール



### グローバルミニマム課税に関する登録手続きの開始

シンガポール内国歳入庁(IRAS)は2026年5月11日にグローバルミニマム課税に係るウェブサイトを更新し、シンガポールにおけるMNEグループの登録フォームのオンラインによる提出が開始されたことを公表しました。これまで登録フォームは公表されていたものの提出できない状態でしたが、今後は提出期限(最終親会社の事業年度終了の日から6カ月以内)までに登録フォームを提出する必要があります。

## フィリピン



### 国家エネルギー非常事態宣言を受けた登録企業の在宅勤務比率の一時的な緩和措置

2026年4月8日付の財政インセンティブ審査委員会(FIRB)理事会において、エコゾーンまたはフリーポートゾーンを管轄する投資促進機関(IPA: Investment Promotions Agency)に登録された事業者(RBE: Registered Business Enterprise)について、その税務インセンティブを維持したまま、在宅勤務比率を最大で90%まで認める特例措置が決議されました。今回のFIRB決議は、国家エネルギー非常事態宣言が解除されるまでの期間限定の措置であり、大統領による延長または解除がされない限り、国家エネルギー非常事態宣言は発令日(2026年3月24日)から1年間有効とされています。

## インドネシア



### 第2の柱 GloBE ルールの行政実務に関する実施規定

インドネシアにおけるグローバル税源浸食防止(以下「GloBE」)ルールに基づくトップアップ税の仕組みを導入するPMK-136について、2026年5月4日、インドネシア国税総局は、その行政実務上の取り扱いを定めるPER-6を公布しました。本規則では、以下の事項が規定されています。

- GloBE 登録
- GloBE 年次税務申告
- GloBE 情報申告(GloBE Information Return)
- トップアップ税の納付
- 申告後の調整
- モニタリングおよび税務紛争
- 経過措置としての簡素化報告
- フレームワーク

## ベトナム



### 事前確認制度 (APA) 枠組みの適用に関する通達案

ベトナム財政省は、パブリックコメント募集のため、APA 枠組みの適用に関する通達案を公表しました。本通達案は、租税条約 (DTA) に関する通達 205/2013、事前確認制度 (APA) に関する通達 45/2021、および相互協議手続き (MAP) に関する通達 80/2021 に代わるものとして予定されています。DTA、MAP、APA に関する指針を一つの規制文書に統合するもので、2026 年 7 月 1 日に施行される予定です。

### 電子労働契約に関する枠組みおよび法定保険料算定のための新たな給与上限額

ベトナムにおける電子労働契約に関する新たな枠組みは、政令第 337/2025/ND-CP および施行ガイダンスである通達第 08/2026/TT-BNV の下で整備が進められています。また、ベトナム政府は、5 月 15 日に政令第 161/2026/ND-CP 号を公布し、2026 年 7 月 1 日からの法定基本給を引き上げました。

### 付加価値税 (VAT) に関する一部改正

2026 年 5 月 5 日、政府は政令第 144/2026/ND-CP を公布しました。本政令は 2026 年 6 月 20 日より施行されます。

## セミナー情報

### 日豪税務コネクトー 2026-2027 Federal Budget 税制改正 & 外国居住者 CGT 改正

本ウェブキャストでは、2026/27 年度の予算案で発表された税制改正案、外国居住者のキャピタルゲイン税制度の法律案について、特に日系企業本社およびオーストラリア子会社の目線から重要と考えられるポイントを解説します。

配信期間: 2026 年 5 月 20 日 (水) ~ 2026 年 8 月 31 日 (月)

### 技術情報のグローバル共有に求められる輸出規制対応 —最新動向を踏まえた実務上の留意点—

輸出規制を取り巻く最新動向を踏まえながら、グローバルで技術情報を共有する際の留意点、実務上押さえるべきポイントを分かりやすく簡潔に解説します。

配信期間: 2026 年 5 月 7 日 (木) ~ 2026 年 10 月 27 日 (火)

### 日豪税務コネクトー Public Country by Country Reporting

2024 年 7 月より施行された「オーストラリアのパブリック・カントリー・バイ・カントリー (CbC) レポーティング」制度について取り上げます。本制度は、一定規模以上の多国籍企業グループに対し、国別の税務・財務情報の公表を義務付けるものであり、日系企業の本社およびオーストラリア現地法人にとって重要な対応事項となっています。適用範囲は広範であり、透明性確保の観点からも、日本の本社およびオーストラリアの子会社の双方にとって重要なコンプライアンスかつガバナンスの課題となっています。この制度について、日本語で、ウェブキャストを通じて以下の内容を説明します。

- オーストラリアのパブリック・カントリー・バイ・カントリー (CbC) レポーティングの概要
- 公開が求められる主要な情報項目と想定されるデータソース
- 他の制度や義務 (例: EU の公開 CbC 報告、OECD の非公開 CbC 報告) との主な相違点
- 日本の本社およびオーストラリア拠点の現地スタッフが取るべき実務上の対応 (データ準備、ガバナンス、対外開示など)

配信期間: 2025 年 11 月 26 日 (水) ~ 2026 年 6 月 30 日 (火)

## 各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融・不動産)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、濱田 孝一、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原 匡史、余村 裕樹	問い合わせ先: <a href="mailto:id_jbd@pwc.com">id_jbd@pwc.com</a>
PwC タイ	魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦	問い合わせ先: <a href="mailto:th_jbd@pwc.com">th_jbd@pwc.com</a>
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、武田 勇人	問い合わせ先: <a href="mailto:vn_jbn@pwc.com">vn_jbn@pwc.com</a>
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先: <a href="mailto:ph_jbd@pwc.com">ph_jbd@pwc.com</a>
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、	問い合わせ先: <a href="mailto:my_pwc_japandesk@pwc.com">my_pwc_japandesk@pwc.com</a>
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、宮尾 祥平、松本 弥生、青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先: <a href="mailto:sg_japan_desk_tax@pwc.com">sg_japan_desk_tax@pwc.com</a>
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、長尾 林太郎、信夫 将	問い合わせ先: <a href="mailto:au_japan@pwc.com">au_japan@pwc.com</a>

### Tax Academy について

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらからご覧ください](#)。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.